

## 過去の当局の調査結果から見る「人口減・担い手不足」の実態(主なもの) 資料4

調査名	人口減・担い手不足の実態
①火山防災対策 (令和4年9月)	<p>【自治体のマンパワー不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 猪苗代町における取組状況 避難促進施設に指定予定のスキー場に対し、噴火警戒レベルに関する説明をした上で、避難促進施設に指定することの説明会を実施し、指定された場合、避難確保計画を作成する必要がある旨の説明を行ったとしている。 その後、<u>同町の担当部署では人員が不足していたため、避難促進施設が行うべき避難確保計画作成の支援も実施できておらず、これまで作成に係る期限も設けないまま、施設側からの計画の提出を待っている状況となっていた（令和3年11月時点。避難確保計画は未作成）。</u></li> </ul>
②伝統工芸の地域資源としての活用 (令和4年6月)	<p>【担い手確保に苦慮し、事業継続が困難】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済産業大臣が指定する伝統的工芸品の製造に携わる従業員数をみると、<u>平成10年度の約11万5,000人から29年度の約5万8,000人まで半減している。</u></li> <li>○ (後継者の確保に苦慮する産地の例) <u>従事者数（産地組合加入者）については、昭和50年代に約1,700人となっていたものが、平成23年には1割以下となっている。また、組合員に対して、後継者の確保状況に係るアンケートを実施しているが、高齢化が進む一方で、そのほとんどが、後継者がいないとしている状況が明らかとなっている。</u></li> <li>○ (産地の意見) <u>後継者を育成するために10年くらいの研修期間が必要と考えており、現在では、研修期間の定めがなく長期にわたって学べる環境を整えている。しかし、これまでの国の後継者育成事業は、1年から3年程度の事業期間に限られており、この間での技術の継承は難しいと考えている。</u></li> </ul>

調査名	人口減・担い手不足の実態
③生活困窮者の 自立支援対策 (令和4年4月)	<p><b>【担い手不足により対応困難】</b>            (生活困窮者の把握・アウトリーチの促進について、調査した団体の意見)            「積極的なアウトリーチを試みるまでの対応は手が回らない」など、マンパワーが不足している。</p>
④地域公共交通 の確保等 (令和4年1月)	<p><b>【利用者減で事業継続に苦慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現在、地域公共交通の確保・維持は困難な状況にある。とりわけ、地域における移動手段の一つである路線バスは、平成20年度から29年度までの10年間に、日本一周（約1万2,000km）よりも長い1万3,249kmが廃止されている。            こうした背景には、<u>人口減少</u>や自家用自動車の普及に伴う輸送人員の減少、民間事業者の収益の悪化等がある。<u>特に地方部では、三大都市圏への人口移動</u>もあいまって人口減少が顕著</li> <li>○ こうした中、<u>地方部の市町村は、地域住民の移動を支えるため、苦心しながら地域公共交通の確保・維持に取り組んでいる</u>。従前、各地の地域公共交通は、それぞれの地域の鉄道や路線バスの民間事業者に委ねられていたところ、利用者の減少等に伴い、市町村が運行経費の赤字を補填し、さらには、民間事業者が撤退し、路線等が廃止されると自らが主体となって廃止された路線等の代替手段を導入するようになるなど、地域公共交通の確保・維持において、市町村はより大きな役割を果たすことが求められている状況にある。</li> </ul>

調査名	人口減・担い手不足の実態
<p>⑤子育て支援 (産前・産後の支援を中心として) (令和4年1月)</p>	<p>【担い手確保に苦慮】 【市町村のマンパワー不足】 (産婦健診事業の未実施の理由)</p> <p>①助産師不足</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>助産師の人員不足や実働日数が不足しており、産婦健診の対象となる産婦の把握ができないことから未実施であったが、令和3年度途中から助産師の雇用日数を増やすことで実施する予定（3市町村）</li> <li>産後ケア事業の実施に必要となる助産師の確保が課題となっており、助産師又は事業委託先の確保に目途が立った後、産後ケア事業と併せて事業を実施することを見込んでいる。（5市町村）</li> </ul> <p>②市町村単独実施による事務負担（2都道府県の4市町村）</p> <p>現状、当該都道府県内で広域連携の仕組みが講じられておらず、仮に実施する場合は、非常に多くの医療機関と個別に契約を締結することが必要となること、償還払いとした場合には、利用者からの申請がなければ支援につながらないことなど、事務量の多さや適切な時期の支援につながらない可能性等を考慮し、現時点での事業実施は困難と考えている。広域連携の仕組みがあれば、事務負担の軽減が図られるため、事業を実施する可能性が高まる。</p>

調査名	人口減・担い手不足の実態
⑥都道府県指定文化財（美術工芸品）の保護・承継（令和3年3月）	<p>【担い手不足により事業遂行に支障】 【自治体のマンパワー不足】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査対象 27 都道府県のうち<u>都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認を実施していない</u> 2 都道府県では、その理由として、<u>美術工芸品に係る専門家の不在や人手不足であることを挙げている。</u></li> <li>○ 都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理状況の確認について、<u>以前から必要性は認めていたが、美術工芸品に係る専門家の不在や人手不足を理由に実施できなかった。</u></li> <li>○ 調査対象とした都道府県の中には、<u>都道府県指定文化財（美術工芸品）の管理について、所有者の協力、都道府県下の市区町村との役割分担及び連携、体制の不足などを課題として挙げているものがみられた。</u></li> <li>○ <u>本都道府県では学芸員の人員が不足しており、十分な調査指導ができない。また、市区町村に美術工芸品を専門とする学芸員が不在（考古学と歴史を専門とする者が多い。）で、多岐・多様な文化財を取り扱う技術を有する職員がない。</u></li> </ul>
⑦「更生保護ボランティア」（保護司を中心として）（令和3年1月）	<p>【担い手不足により事業遂行に支障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保護司の人員の経年推移をみると、平成 16 年の 4 万 9,389 人をピークとして、<u>平成 21 年以降は減少傾向にあり、31 年では 4 万 7,245 人</u></li> <li>○ 近年、<u>保護司の高齢化が進んでおり、再任時上限年齢の到来等によって今後 10 年で約半数の 2.3 万人が退任する見込みとなっている。その上、保護司の担い手確保も年々困難になっているとの指摘があるなど、その活動の継続が危惧される状況にある。</u></li> </ul>

調査名	人口減・担い手不足の実態
<p>⑧介護施策            (高齢者を介護する家族介護者の負担軽減対策を中心として)            (平成30年6月)</p>	<p><b>【担い手確保に苦慮】</b> 【担い手不足により事業遂行に支障】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者人口の増加に伴い、介護保険制度上の要支援・要介護の認定者数は、平成26年度末現在で約606万人（平成12年度末の2.37倍）に増加するとともに、家族の介護・看護を理由として離職・転職した者は、年間10万人を超える状況</li> </ul> <p>(介護現場の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 調査対象20都道府県について、平成27年度における「介護サービスの職業」の有効求人倍率をみると、<u>最も低いもので1.50倍（鳥取県）</u>、<u>最も高いものは5.35倍（東京都）</u>となっており、また、公益財団法人介護労働安定センターの「平成28年度介護労働実態調査」の結果においても、介護保険サービスに従事する従業員について、<u>不足感（「大いに不足」、「不足」及び「やや不足」）を感じている事業所の割合は、最も低いもので52.0%（青森県）</u>、<u>最も高いものでは69.3%（広島県）</u>と、介護人材が不足している状況となっている。</li> <li>○ <u>介護人材不足の状況から、今回、調査対象とした都道府県や市町村等の中には、事業が開始できない事業所や休止・廃止した事業所、一部のサービス等が提供できない事業所など、介護保険サービスの提供に支障が生じている事例を具体に把握しているとするものがみられた。</u></li> </ul> <p>(人材不足により、事業を休止・廃止している例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 年間約20事業所が事業を廃止又は休止しており、<u>そのほとんどが少人数の事業所で、高齢のため退職したヘルパーの後任が補充できないなど</u>介護人材の不足が原因となっている。</li> </ul>

調査名	人口減・担い手不足の実態
(続き)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年3月及び29年1月にヘルパーの退職による人員不足（常勤換算2.5人を確保できないなど）のために2事業者が訪問介護を休止している。            （人材不足により、事業を一部縮小してサービスを提供している例）         </li> <li>○ 特別養護老人ホームにおいて、短期入所生活介護を併設し、平成27年4月1日に開所したが、介護職員の離職が発生し、<u>夜勤ができる介護職員が確保できなくなった</u>ことから、当省の調査時点（平成29年2月）においても、ショートステイの利用者を受け入れていない。</li> <li>○ 軽費老人ホームにおいて、介護職員が不足しているため、定員が50床分あるにもかかわらず、40床しか提供できておらず、当省の調査時点（平成29年2月）においても人員不足が解消されていない上、解消するめども立っていない。</li> <li>○ 特別養護老人ホームにおいて、<u>定員80床分に対して、介護人材の不足により、65人しか受け入れることができず</u>、平成28年4月1日現在で15床分の空きが生じていた。</li> <li>○ 特別養護老人ホームにおいて、介護人材の不足により、平成28年4月から、提供する介護サービスのうち、ショートステイの受入れ（20人）及び認知症対応型通所介護の受入れを休止している。</li> <li>○ 平成27年度に国庫負担により特別養護老人ホーム及びケアハウスを新設したが、介護人材を確保できず、平成28年4月1日の時点で、特別養護老人ホームは定員29名を20人に縮小して部分開所せざるを得ず、ケアハウスは開所できなかった。当省の調査時点（平成29年2月）においても、その状態が解消されていない。</li> <li>○ 特別養護老人ホームにおいて、介護人材不足により1ユニット（10人分）が休止状態となっており、待機者が発生している。</li> </ul>

調査名	人口減・担い手不足の実態
<p>⑨農業労働力の確保（新規就農の促進対策を中心として） (平成31年3月)</p>	<p>【担い手不足】</p> <p>○農業労働力をめぐる現状</p> <p>農業就業者のうち基幹的農業従事者の数は、平成7年の約256万人から30年には約145万人となり、<u>約20年間で約111万人（約43%）減少</u>している。また、その平均年齢は、平成7年の59.6歳から29年には66.6歳となり、<u>約20年間で7歳上昇するなど農業就業者の高齢化が進んでおり、今後、高齢者のリタイアにより農業就業者の著しい減少が見込まれる状況にある。</u></p> <p>このような状況に対し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定。平成30年11月27日改訂）において、農業の自立を促進する施策への転換によりチャレンジする人を後押しし、多様な担い手の育成・確保を図り、経営感覚豊かな農業経営体が大宗を占める強い農業を実現することとされ、<u>具体的な目標として、新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大することが示された。</u></p> <p>しかし、<u>目標として掲げた40代以下の農業従事者数は、平成25年の31万1,000人から29年では32万6,000人と微増にとどまっている。</u></p>

調査名	人口減・担い手不足の実態
<p>⑩買物弱者対策 (平成29年7月)</p>	<p>【人口減少・担い手不足により事業遂行に支障】 【自治体のマンパワー不足】</p> <p>(現場の声)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ NPOによる自主運行バスは、<u>仕事を定年で退職したような時間等に余裕がある人</u>で、地域で中心となって活動を継続できる人がいなければ実施は難しいと思うので、いろいろな地域で住民主体の自主運行バスを広めていくためにも、<u>行政はそういった人を育てる取組を強化してほしい。</u></li> <li>○ 利用者等から徴収した利用料は僅かであり、平成27年度の収入のうち約3割がA市からの補助金、約1割が事業者からの広告協賛金で、残り約6割はa団体会長の拠出金（個人負担）である。<u>地域にサービスを必要とする高齢者がいるため取組を継続していくつもりであるが、会員も高齢化し、協力を得ることが難しくなってきており、運営の担い手を募集しているが、なり手がない。</u></li> </ul> <p>(調査対象地方公共団体において行政計画に買い物弱者対策を位置付けていない主な理由)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>買い物弱者対策が課題であるとの認識はあるが、総合計画等に位置付け、施策を打ち出すためには、買い物弱者の実態を把握し、買い物弱者の課題を明らかにする必要があるところ、予算や人員などの制約により、実態調査を行うことができていない</u></li> </ul>